

当院を受診された患者さんへ

次世代医療基盤法に基づく医療情報の提供の再開について

2022年11月16日にお知らせしました、次世代医療基盤法に基づく医療情報の不適切取得事案につきましては、事象の原因、対策、再発防止策等の報告を踏まえて、個人情報保護委員会、及び主務府省より事業の再開について承認されておりますので、2023年5月25日より、認定事業者等への医療情報の提供を再開いたします。

詳細は別紙をご覧ください。

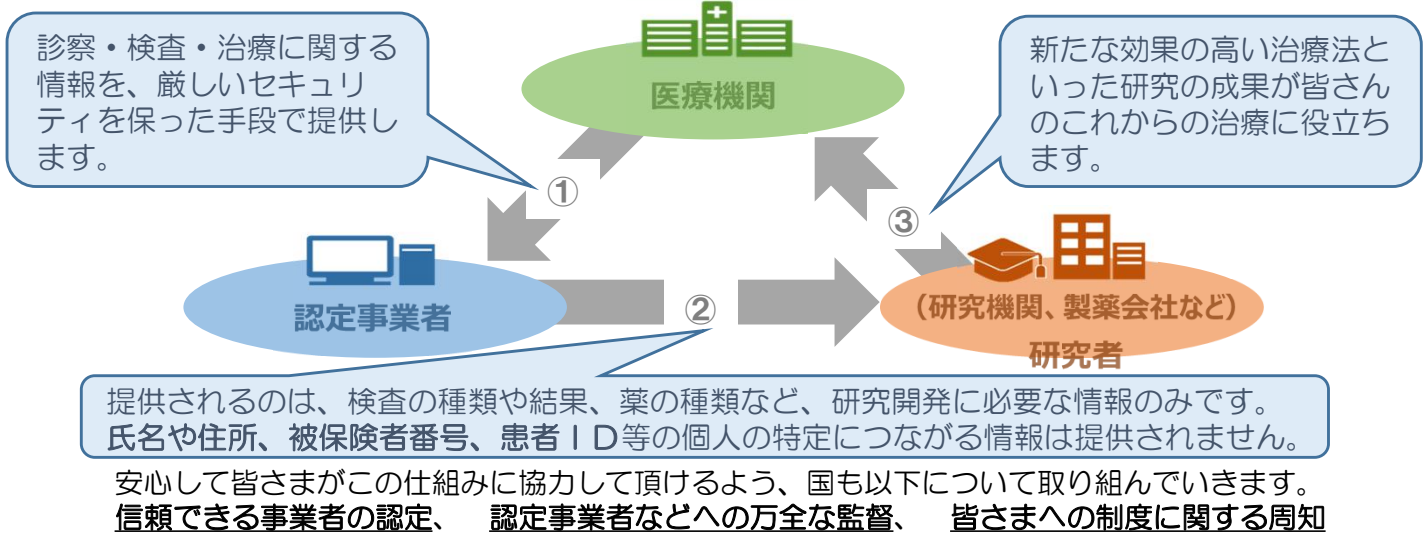


明日の医療をあなたの診療記録で作ります (医療情報提供のお知らせ)

次世代医療基盤法

神戸市立医療センター 中央市民病院

- 当院では、治療法や薬に関する研究などに役立て、皆さまがよりよい医療を将来受けられるようにするため、患者さまの医療情報を国が認定した事業者提供致します。
- この認定事業者は、患者ご本人が特定されないようお名前やご住所といった情報を削除するなど、医療情報の加工を行い、医療分野の研究開発組織に提供致します。提供を望まない方は、お申し出下さい。(提供を拒否しても皆さまに不利益は全くありません。)



医療情報の提供先

次世代医療基盤法に基づき、国から認定を受けた事業者提供致します。

*なお、当該事業者はみなさまの医療情報が次世代医療基盤法(認定事業)を超えてみだりに活用することはありません(法律で固く禁止されております)。

医療情報の提供内容、提供方法

当院での診察・検査・治療の内容や結果等に関する情報(過去の履歴を含む)を国が認定した安全なネットワークで認定事業者提供致します。

- ✓ 薬の処方、検査結果、治療の記録、副作用などが記載された電子カルテ等の電子情報

次世代医療基盤法に関するお問い合わせ

次世代医療基盤法コールセンター

電話番号: 0570-050-211 (ナビダイヤル)、03-6731-9590 (一般電話)

受付時間: 月曜~金曜 9:30~17:30 (土日祝日・年末年始は除く)

内閣府 日本医療研究開発機構 医療情報基盤担当室

<https://www8.cao.go.jp/iryuu/index.html>



スマートフォンのQRコードを読み込むと該当のページを参照できます。

医療情報の提供を望まない方へ

- 医療情報の提供を望まない方は、いつでも提供の停止を求めることができます。16歳未満のお子さんやご自分で判断することが難しい方は代理人の方(保護者の方を含みます)、または患者さまのご遺族もこの手続きを行うことができます。実際に認定事業者が皆さまの情報を活用するのは、本通知のお渡し後およそ30日経過後となります。
- 下記の方法で提供の停止を求めることができます。
 - ①<窓口で申請される場合> ご案内カウンターで「認定事業者への医療情報の提供を停止したい」旨をお伝えいただき、窓口にて配布します申請書をご記入ください。
 - ②<電話で申請される場合> 受付時間内におかけいただき、「認定事業者への医療情報の提供を停止したい」旨をお申し出ください。

電話番号 078-302-4321

受付時間 平日 午前9:00~午後5:00

- 本人確認のために診察券または運転免許証等の提示を求めることがございます。予めご準備ください。また、代理人の方は窓口にて委任状を配布いたします。

- 停止の求めを申請いただいた際は申請月以降の情報について提供を停止いたします。申請いただくより前の既に活用されている過去情報につきましては、可能な限り遅滞なく削除いたしますが、ご要望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。